

加工食品の表示



加工食品に必要な表示は、原則として次の**10点**です。
ただし、個別に表示事項や表示方法が定められている食品(→P10、11)は、それに従って表示します。

①名称

- ◆商品名ではなく、内容を表す一般的な名称を表示します。
- ◆名称が定められている食品は、それに従って表示します。

②原材料名(※)

- ◆使用した原材料を、重量割合の高いものから順に表示します。(→P12)
- ◆アレルギー、遺伝子組換え食品がある場合は、原材料名欄に表示します。(→P20、21)
- ◆表示方法が定められている食品は、それに従って表示します。

④原料原産地名(※)

- ◆輸入品を除く全ての加工食品が対象です。
- ◆使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料の原産地を、原材料名に対応させて表示します。
- ◆原材料名欄に表示するか、又は原料原産地名の欄を設けて表示します。(→P15~17)

③添加物

- ◆添加物に占める重量割合の高いものから順に表示します。(→P12)

⑤内容量(※)

- ◆内容重量(g、kg)、内容体積(ml、ℓ)、内容数量(個、本など)を記載します。
- ◆計量法の特定商品(政令第13条第1項)を密封して販売する場合は内容数量での表示はできません。
- ◆計量法の規定のないもので外見上容易に識別できるものは記載を省略することができます。

⑥賞味(消費)期限(※)

- ◆未開封の状態では定められた保存方法により保存した場合の期限を表示します。
- 消費期限
腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限
- 賞味期限
期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限
- ◆製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものは、年月で表示できます。

⑦保存方法(※)

- ◆開封前の保存方法を、食品の特性に従い、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と表示します。
- ◆常温で保存すること以外に留意点がない場合は、保存方法の項目自体を省略することができます。

⑧食品関連事業者の氏名(名称)・住所

- ◆製造者、加工者、輸入者あるいは販売者のうち表示内容に責任を有する者(表示責任者)の氏名または名称及び住所を番地まで記載します。
- ◆住所は、県庁の所在する市(松山市)については、「愛媛県」を省略することができます。

⑨製造所(加工所)の所在地・製造者(加工者)の氏名(名称)

- ◆食品関連事業者の氏名(名称)・住所と同じ場合は、省略することができます。

⑩栄養成分の量・熱量(→P22)

- ◆熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)を表示します。

食品表示基準別記様式1(一括表示)の表示例

名 称	きゅうりぬか漬(薄切り)
原材料名	きゅうり(愛媛県産)、漬け原材料(ぬか類、食塩、香辛料)
添加物	調味料(アミノ酸)
原料原産地名	(注)
内 容 量	200 g
賞味期限	令和6年3月31日
保存方法	10℃以下で保存してください。
製 造 者	(株)〇〇食品 愛媛県〇〇市〇〇町〇-〇

(注)原材料名欄に原料原産地名を表示する場合、及び、輸入品の原産国名を表示する場合、原料原産地名の欄は省略します。

(※)印の表示事項は、該当する欄に「枠外〇〇記載」のように表示箇所を表示すれば、その箇所に表示することができます。賞味期限を枠外に表示する場合、保存方法も賞味期限の記載箇所に近接して表示することができます。

● 輸入品の場合には、原料原産地名ではなく原産国名の表示が必要です。

◆ 原産国名

外国で製造加工したものを輸入して販売する場合には、**原産国名を表示します**。「保存方法」欄と「製造者」欄の間に「原産国名」欄を設け、輸入品が製造加工された国名を表示します。